

本社機能の移転・拡充に関する支援制度(地方拠点強化税制)

国の特例措置

一定の要件(※1)を満たした場合、次のような制度を利用できる可能性があります。

特例措置	移転型 (東京23区にある本社機能を地方に移転する場合)	拡充型 (地方にある本社機能を拡充する場合)
オフィス減税	特定業務施設の取得価額に対し、 特別償却25%又は税額控除7% (対象:建物、建物附属設備・構築物) (取得価額:2,500万円以上 中小企業者1,000万円以上)	特定業務施設の取得価額に対し、 特別償却15%又は税額控除4% (対象:建物、建物附属設備・構築物) (取得価額:2,500万円以上 中小企業者1,000万円以上)
雇用促進税制	① 新規雇用者1人当たり 90万円 (50万円+上乗せ分40万円)を税額控除 ② 転勤者1人あたり80万円 (40万円+上乗せ分40万円)を税額控除 ③ 上乗せ分は最大3年間継続	① 新規雇用者1人当たり 30万円 を 税額控除 ② 転勤者1人あたり20万円を 税額控除
※同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません(雇用上乗せ分は除く)		

※1 主な認定要件

① 特定業務施設を整備すること

特定業務施設とは、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用される事務所、又は研究所(事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む)もしくは研修所のいずれかに該当するもの。

② 整備する特定業務施設において、従業員が5人(中小企業者1人)以上増加すること。

(移転型の場合は増加させる従業員の過半数が東京23区からの転勤者であること、又は初年度に過半数かつ計画期間中の1/4以上が東京23区からの転勤者であること)

③ 令和6年3月31日までに計画の認定を受けること(事業期間は令和11年3月31日まで)

その他関連する 支援措置

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証
- ② 日本政策金融公庫による融資制度
- ③ 地方税の課税免除又は不均一課税

本県の課税免除等

区分		税率	要件
事業税	移転型	課税免除(3年間)	施設整備計画に従って対象施設※を 新設又は増設すること ※取得価額3,800万円(中小企業者 1,900万円)以上の事務所・研究所・ 研修所の建物等
不動産取得税	移転型	課税免除	
	拡充型	通常税率の1/10	

地域未来投資促進法による支援

地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業(地域経済牽引事業)」を実施する事業者が、「地域経済牽引事業計画」を作成し、県の承認及び国の確認を受けた場合は、様々な支援を受けることができます。

正式名称： 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

設備投資に対する支援措置

課税の特例の内容

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置、器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※税額控除や特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税等の負担を軽減

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は各事業80億円を限度

地方税の課税免除(県税:不動産取得税、市町村税:固定資産税)

国の確認(法第25条)を受けた地域経済牽引事業を行う事業者に対し、土地・建物等に係る地方税(不動産取得税・固定資産税)が一部免除される場合があります。

対象税目	対象
不動産取得税(県税)	土地・建物
固定資産税(市町村税)	土地・建物・構築物

※取得価額合計1億円超(農林漁業関連は5千万円超)が要件

※土地は、取得の日の翌日から起算して1年以内に建物又は構築物の建設に着手した場合に限る

※土地は、対象建物の水平投影面積のみが対象

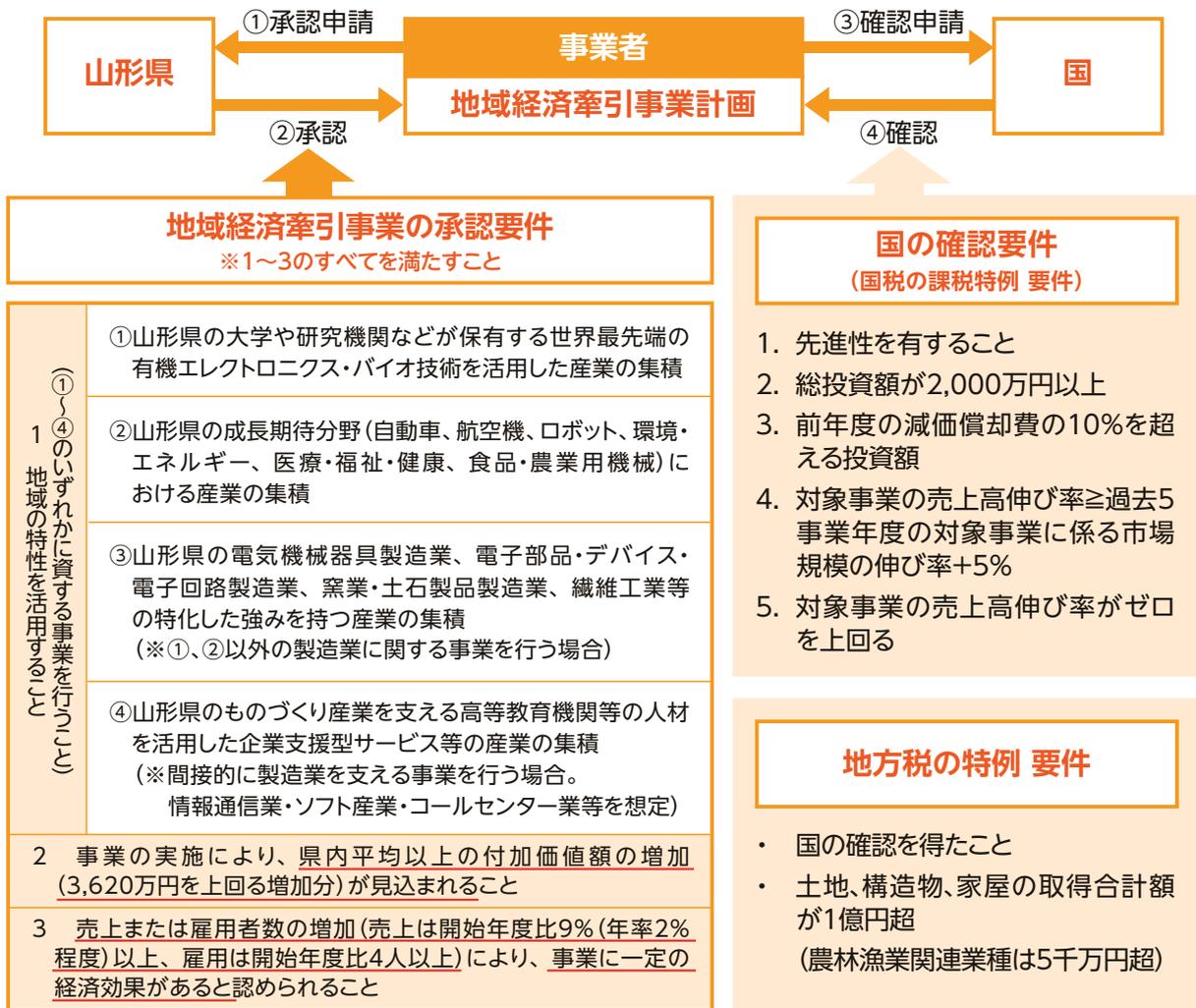
地域未来投資促進法に基づく支援を受けるには **工事着工前の手続きが必要です。**

- 「地域経済牽引事業計画」を作成し、県の承認を受ける必要があります。
- 県の承認を受けるには、第二期山形県ものづくり分野基本計画に定める要件(1 地域の特性を活用、2 付加価値創出額、3 経済的効果)を満たす必要があります。
- 課税の特例措置を受けるには、建物の工事着工前に県の承認を受け、機械装置等の取得前に、国から確認書の交付を受ける必要があります。

第二期山形県ものづくり分野基本計画 **計画期間** 令和4年4月1日～令和8年3月31日

促進区域 山形県全域

●手続きの流れと要件



●国の確認要件の「先進性」とは

通常類型	<ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上 〈上乗せ要件〉(※通常類型のみ対象。以下の両方を満たすことが必要) ・直近事業年度の付加価値増加率が8%以上 ・労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上
サプライチェーン類型	<ul style="list-style-type: none"> ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造 ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

工事着工と手続きのタイミング

建物等は県の承認後に工事着工するもの、機械装置等は、国の確認後に取得するものが課税特例の対象となります。

